

厚生労働省佐賀労働局発表
平成 28 年 6 月 9 日（木）

【照会先】
佐賀労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 原田 すず枝
労働紛争調整官 北村 雅道
（電話 0952-32-7167）

「平成 27 年度個別労働紛争解決制度施行状況」

労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争を円満に解決するための「個別労働紛争解決制度」は、平成 13 年 10 月の法律施行から今年で 15 年目を迎えます。

このほど、平成 27 年度の状況をまとめましたので公表します。

〈ポイント〉

1 総合労働相談件数、民事上の個別労働紛争相談件数ともに前年度より減少

- ・総合労働相談件数 7,987 件（前年度比 5.2%減）
→うち民事上の個別労働紛争相談件数 2,202 件（同 16.6%減）
- ・助言・指導申出件数 17 件（同 10.5%減）
- ・あっせん申請件数 33 件（同 26.9%増）

2 民事上の個別労働紛争相談は、いじめ・嫌がらせに関する相談が第 1 位

「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が 3 年連続第 1 位。第 2 位は「自己都合退職」、第 3 位は「解雇」

3 助言・指導、あっせんとも迅速処理

助言・指導は、1 か月以内に 100%、あっせんは、2 か月以内に 100%を処理

「個別労働紛争解決制度」とは、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度で、次の 3 つの方法があります。

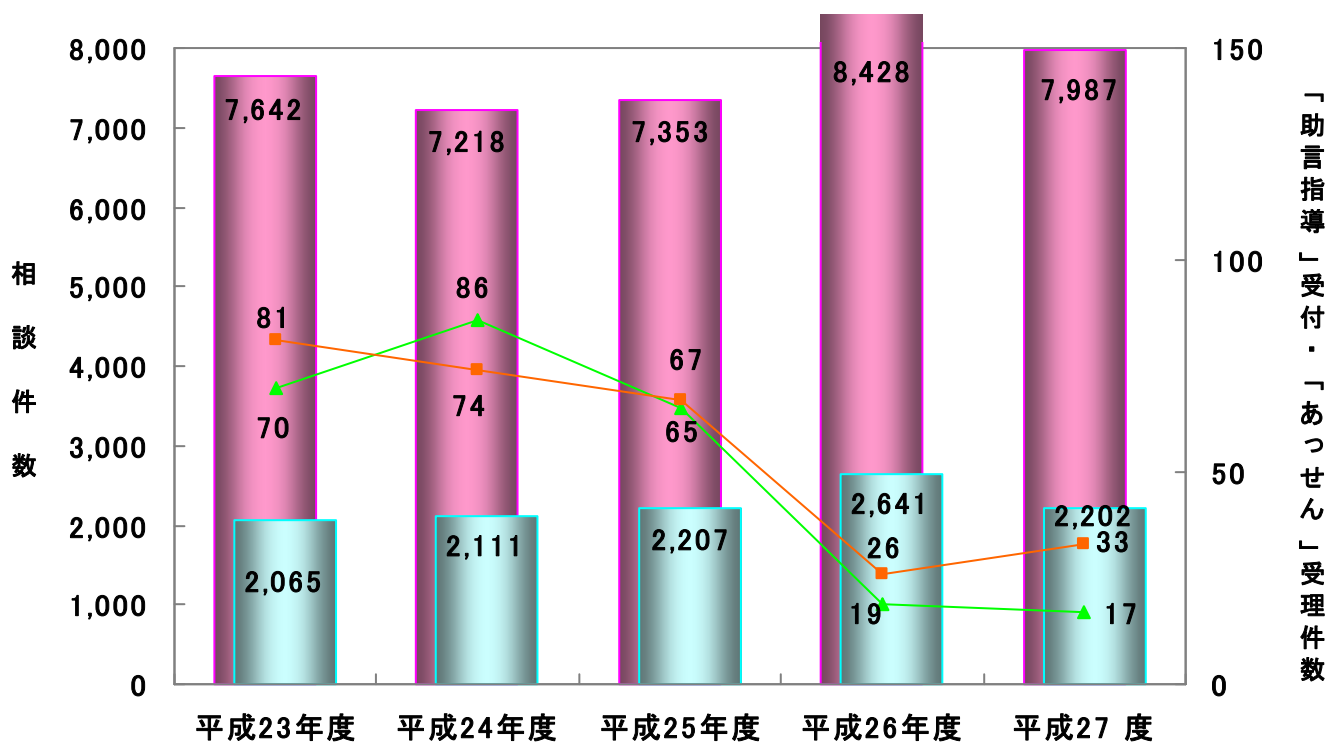
- ・総合労働相談
- ・佐賀労働局長による助言・指導
- ・佐賀紛争調整委員会によるあっせん

この制度のメリットは、法的強制力は無いながらも、①秘密（非公開）のうちに、②簡単に、速やかに、③無料で解決が図られるところです。

ご相談については、秘密を堅く守っており、費用も予約も必要ありませんので、安心してご利用いただけます。

ご相談は、県内の各総合労働相談コーナーで受け付けています。（P4参照）

個別労働紛争解決制度利用状況



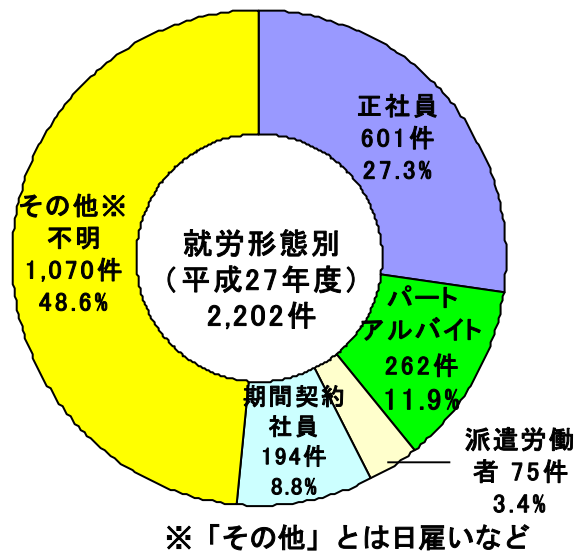
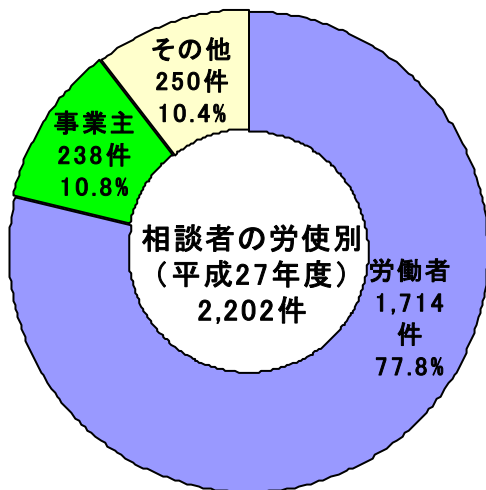
■ ①総合労働相談件数 (②を含む)
 ■ ②民事上の個別労働紛争件数
▲ ③助言・指導申出受付件数
 ■ ④あっせん申請受理件数

民事上の個別労働紛争相談内容の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
第 1 位	解雇 (453 件)	解雇 (403 件)	いじめ・嫌がらせ (467 件)	いじめ・嫌がらせ (491 件)	いじめ・嫌がらせ (528 件)
第 2 位	いじめ・嫌がらせ (364 件)	いじめ・嫌がらせ (361 件)	自己都合退職 (425 件)	自己都合退職 (471 件)	自己都合退職 (426 件)
第 3 位	自己都合退職 (294 件)	自己都合退職 (301 件)	解雇 (359 件)	解雇 (399 件)	解雇 (316 件)

※解雇には、普通解雇、整理解雇、懲戒解雇を含みます。

民事上の個別労働紛争相談件数の労使別・就労形態別内訳（全体比）



佐賀労働局長による助言・指導 手続き終了状況

平成27年度の助言・指導結果（終了16件中）

助言・指導を実施（16件）

打ち切り、取下げ、労働者の死亡又は企業の消滅（0件）

（処理期間） 1ヶ月以内：16件 2ヶ月以内：0件 3ヶ月以内：0件 3ヶ月超え：0件

佐賀紛争調整委員会によるあっせん 手続き終了状況

●被申請人があっせんに参加した割合：46.7% ●合意に至った割合：64.3%

平成27年度のあっせん結果（終了30件中）

あっせん手続き不参加(16件)	あっせん不開催	被申請人の不参加により打ち切り（16件）	
あっせん手続き参加（14件）		あっせん開催	あっせん開催前に合意（1件）
	あっせんの場で合意（8件）		
	あっせんが開催されたが不合意（5件）		不合意（5件）
取下げ（0件）			
（処理期間） 1ヶ月以内：19件 2ヶ月以内：11件 3ヶ月以内：0件 3ヶ月超え：0件			

助言・指導及びあっせんの事例

助言・指導の例

【自己都合退職に関する事例】

(申出内容)

申出人は、副店長とのトラブルから5月末に6月30日付の退職願を提出した。

その後、副店長は他店に転勤になり、店長から継続勤務を勧められ、断ったが7月12日～14日は勤務してくれと言われた。退職日を確認してほしい。

(結果)

被申出人は、申出人の年次有給休暇が残っているため、それを消化した日が退職日との認識で、7月12日～14日は、繁忙なため勤務を要請した旨申し立てた。

申出人も被申出人の申立を了承し、年次有給休暇を消化した8月20日を退職日とすることで解決した。

あっせんの例

【整理解雇に関する事例】

(申請内容)

申請人は、店舗立ち退き・業績不振を理由に解雇されたが、整理解雇しなければならないほどではなく、また他店への配置転換も可能であるにもかかわらず、一方的に解雇されたとして経済的損失と精神的苦痛に対する補償を求めた。

(結果)

被申請人は、業績不振による経営悪化により役員報酬を大幅にカットし、配置転換も不可能であったことを申し立てたが、あっせんの結果、被申請人が解決金を支払うことで合意文書の作成が行われた。

佐賀労働局管内の総合労働相談コーナー

相談窓口	所在地・電話番号
佐賀労働局総合労働相談コーナー 女性相談員	佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第二合同庁舎3階（佐賀労働局雇用環境・均等室内） Tel:0952-32-7167 Fax:0952-32-7159
佐賀総合労働相談コーナー 女性相談員	佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第二合同庁舎3階（佐賀労働基準監督署内） Tel:0952-32-7133 Fax:0952-32-7157
唐津総合労働相談コーナー 女性相談員	唐津市千代田町2109-122（唐津労働基準監督署内） Tel:0955-73-2179 Fax:0955-74-6583
武雄総合労働相談コーナー	武雄市武雄町昭和758（武雄労働基準監督署内） Tel:0954-22-2165 Fax:0954-22-2168
伊万里総合労働相談コーナー	伊万里市立花町大尾1891-64（伊万里労働基準監督署内） Tel:0955-23-4155 Fax:0955-23-4157